



化学製品PL相談センターは 今年で創立30周年を迎えます



化学製品PL相談センターは、今年の6月1日で創立30周年を迎えます。今年は、数回にわたって30周年振り返りやこれからについてもご紹介したいと思います。

●なりたち

製造物責任法が平成6年（1994年）7月1日に制定された際に、その審議の過程で「裁判によらない迅速公平な被害救済システムの有効性に鑑み、裁判外の紛争処理体制を充実強化すること」とする国会の付帯決議が採択されました。それに伴う具体的な取り組みにおいて、製品分野ごとの専門的な知見を活用した紛争処理体制の整備が必要とされたことから、PL事故だけではなく、広く消費者からの化学製品に関する相談に応ずる機関として、化学製品PL相談センターが（一社）日本化学工業協会（日化協）内の独立組織として、平成7（1995）年6月1日に創立されました。

●相談対応

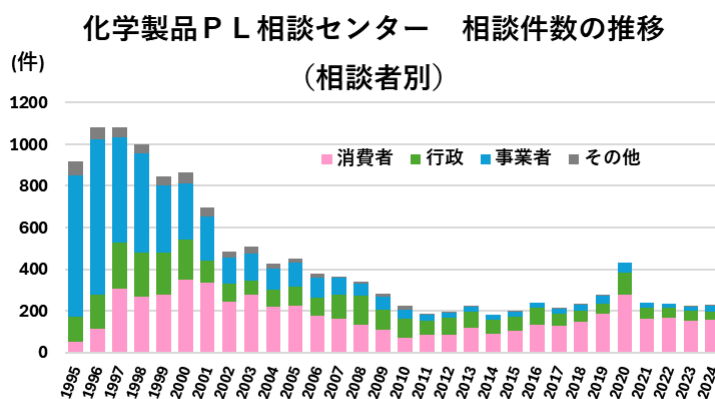
創立当初は、日化協の会員事業者および会員事業団体とその会員会社により構成された「PLネットワーク」と連携して対応を進めた事案も多く、事業者からの相談の割合が他のPLセンターと比較しても高い割合でした。

2000年以降、消費者からの相談が事業者からの相談よりも多くなってきます。現在では、消費者からの相談が全体の約7割を占めるようになりました。また、相談の内容も、事故や品質クレームに関する相談から、化学物質の安全性などについての問合せである一般相談の割合が多くなり、現在に至っています。相談件数は、2011年くらいまで減少傾向でしたが、その後は新型コロナウイルス感染症関連の相談時を除き、ほぼ相談件数は200件前後とほぼ一定の件数が続いています。なお、2024年度の相談状況については、7月初旬に発行予定の2024年度活動報告書にて詳しくご報告します。

各民間ADRの相談における事業者等からの申し出の占める比率

民間ADR名	事業者等の利用比率	期間
(株)自動車損害賠償センター	9.0%	H8.4～H8.9
家電PLセンター	32.1%	H8.4～H9.2
生活用品PLセンター	39.4%	H8.4～H9.2
消費生活用製品PLセンター	34.4%	H8.4～H9.2
ガス石油機器PLセンター	38.7%	H8.4～H9.2
化学製品PL相談センター	69.3%	H8.4～H9.3

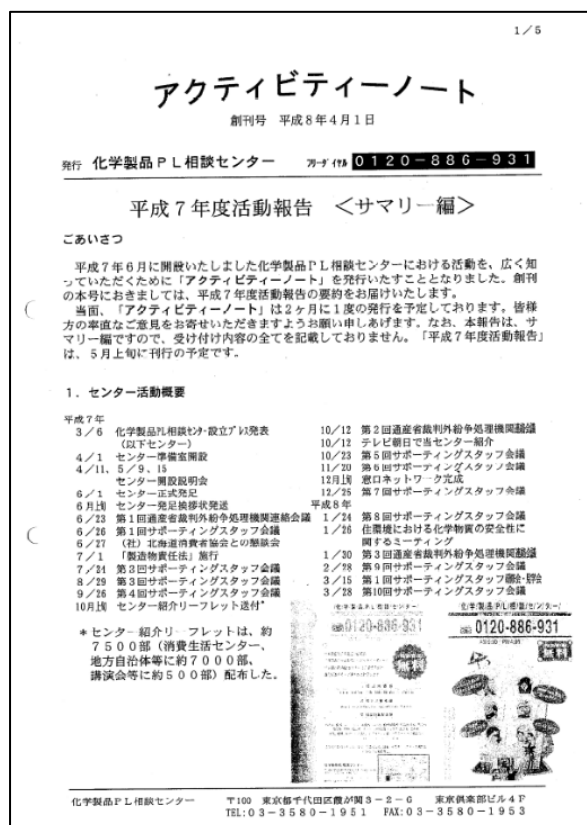
平成8年（1996）年度 化学製品PL相談センター活動報告書より



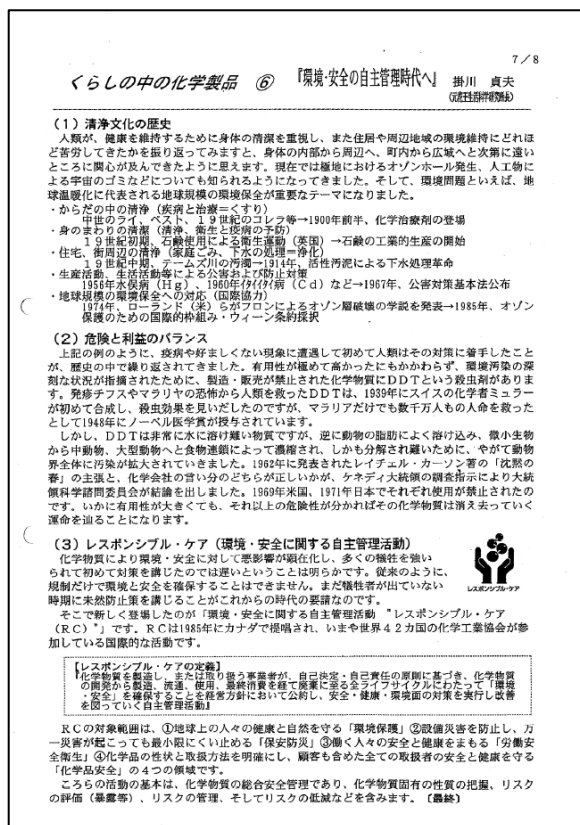
●アクティビティノート

アクティビティノートは、創立 2 年目、平成 8 (1996) 年 4 月 1 日に第 1 号が発行されました。当初は 2 か月に 1 回の発行、FAX による配布でしたが、平成 10 (1998) 年 5 月からは、新しく立ち上げられた日化協のウェブサイトによる公開を中心とした形式の毎月発行となりました。

相談関連以外の初めての記事掲載は、第 2 号から 6 回連載した「くらしの中の化学製品」でした。その後、相談をうけた注意喚起や、化学に対しての様々なコラムなどの情報発信などを行っています。



アクティビティノート第 1 号 (1996 年 4 月発行) の表紙



初めての連載「くらしの中の化学製品」 最終回原稿 (1997 年 4 月発行 アクティビティノート 8 号より)

●2025 年度からの変更

今まで 30 年間で、化学製品 PL 相談センターの相談は、稼働日が均等になるように、毎月の締め日を調整し、翌月 10 日に、アクティビティノートを発行して相談状況を紹介していました。

30 周年を迎えた本年令和 7 年度からは、毎月 1 日から月末までの相談をその月の相談件数として集計し、翌月 15 日を目途としてアクティビティノートにてご報告をします。(4 月度のみ、前月分に入らなかった 3 月末の相談も含めた件数とします。) そのため、次回 5 月度のアクティビティノートの発行は、5 月 15 日 (木) となります。

引き続きよろしくお願いいたします。